岩手県告示第761号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年10月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 福祉用具貸与

居宅介護事業者		居宅介護事業所			
名称	主たる事務所の所	名称	所在地		変更年月日
	在地		変更前	変更後	
有限会社ツカサ	釜石市中妻町一丁	ツカサ介護サービ	宮古市和見町8番	宮古市田の神一丁	平成21年6
介護サービス	目18番17号	ス宮古センター	39号	目 2 番26号	月1日

2 介護予防福祉用具貸与

介護予防事業者		介護予防事業所			
名称	主たる事務所の所	名称	所在地		変更年月日
	在地		変更前	変更後	
有限会社ツカサ	釜石市中妻町一丁	ツカサ介護サービ	宮古市和見町8番	宮古市田の神一丁	平成21年6
介護サービス	目18番17号	ス宮古センター	39号	目 2 番26号	月1日

3 福祉用具販売

居宅介護事業者		居宅介護事業所			
名称	主たる事務所の所	名称	所在地		変更年月日
	在地		変更前	変更後	
有限会社ツカサ	釜石市中妻町一丁	ツカサ介護サービ	宮古市和見町8番	宮古市田の神一丁	平成21年6
介護サービス	目18番17号	ス宮古センター	39号	目 2 番26号	月1日

4 介護予防福祉用具販売

介護予防事業者		介護予防事業所			
名称	主たる事務所の所	名称	所在地		変更年月日
	在地		変更前	変更後	
有限会社ツカサ	釜石市中妻町一丁	ツカサ介護サービ	宮古市和見町8番	宮古市田の神一丁	平成21年6
介護サービス	目18番17号	ス宮古センター	39号	目 2 番26号	月1日